

全国統一要求（抜粋）

1. 全ての公共工事現場で直接工事費分の単価支払いを実現
2. 砕石、砂利、砂、合材などの骨材運搬の収入も1日4万円以上に
3. 過積載復活させるな



発行所
全日本建設交運一般労働組合
東京都新宿区百人町 4-7-2
電話 03(3360)8021
毎月25日発行
1部 50円



県庁建設部門・出先機関から次長など18名が出席しました。（7月6日群馬県庁）



東北ブロックは統一行動を徹底し、組合員も参加しています。（7月19日福島県庁）



北信越ブロックの要請行動（8月2日北陸地方整備局）

第29回全国キャラバン 各発注当局へ要請行動

県庁要請

建設部門・出先機関への徹底求めへ

群馬ダンプ

全国ダンプ部会は、今年も第29回目の全国ダンプキャラバン行動に各地で取り組んでいます。コロナ感染拡大の第7波の影響で、対面での交渉を巡る発注当局も少なくありませんが、東北ではブロック一体となって要請行動を実施しました。関東・群馬ダンプ支部では、使用促進闘争をめ

群馬ダンプ支部は7月6日（水）、ダンプキャラバンで群馬県県土整備部との交渉を行いました。群馬県県土整備部では、県内12カ所に出先機関として土木事務所を配置しています。これらの機関が土木工事の発注・管理・監督を行っています。この間、群馬ダンプ支部では使用促進闘争で各県土整備部と交渉を行ってきましたが、各土木事務所での元請への指導について温度差があり、すんなりと使用促進が実現する現場と指導を受け入れない地域・現場がありました。

今回のキャラバンでは担当課に事前申し入れを行い、ダンプを使用する工事の発注を

おこなう出先機関の関係者を一堂に県庁に集めて交渉を開催するよう要求し、それが実現しました。

キャラバン当日は、組合側は多胡委員長など代表10名が出席。県側は建設企画課次長をはじめ各機関の次長級など総勢18名が出席しました。組合側からは全国ダンプ森

谷顧問が約50分間、組合が公共工事等において優先使用団体に認定された経緯について資料に基づき詳しく説明を行いました。その上で、使用促進措置がとられていない中之条土木事務所発注の1工事について問題点を指摘し指導改善を強く求めました。

キャラバン終了後に建設企画課より再度指導を行ったとの連絡があり、この元請に連絡をしたところ「お客さんでもある県当局から指導されたのでは従わないわけにはいかない」として組合の使用促進に応じることとなりました。

またこの度の盛土規制法の成立に部会長が参考人として国会で意見陳述を実施したことを紹介し、建設発生土対策の強化を求めました。

北海道から沖縄まで各地で要請行動を展開

今年のキャラバン行動は7月から9月に実施されます。7月に「北海道、栃木、静岡、三重、愛知、岐阜、滋賀、四国、九州」で取り組まれ、8月には「茨城、千葉、北信越、関西、中国、沖縄」で実施される見込みですが、コロナ禍の影響で一部は9月の取り組みも予定されています。

全国キャラバンは、年一回の統一行動ですが、各支部で抱えている要求実現の闘いに活かすようにしましょう。

ブロック一体で要請行動
現場組合員も元気に参加
東北ダンプ

東北ブロックは、7月19日から22日までダンプキャラバンに取り組みました。今回は1日短縮の行動となったため、青森県は除きました。

国交省東北地方整備局は、相手側の都合で8月3日になりました。参加者は専従者・現場の組合員を含めて、福島県が16人、山形県8人、宮城県10人、岩手県8人、秋田県7人でした。各県の交渉では、使用促進闘争を展開している現場の実例を挙げて、国交省本省の事務連絡を用いて、個別工事での指導徹底を求めました。

建設発生土対策の強化へ 元請の管理責任の追及を

全国ダンプ

運動の成果を活かして 各都道府県で展開しよう

全国ダンプ部会では、社会問題化した建設発生土(残土)不法処分について、2019年のダンプキャラバンから法律や条例で規制していくべきと運動を展開してきました。

昨年7月の静岡県熱海市土石流災害を機に、国は本年5月に宅地造成等規制法の一部を改正する法案が可決成立され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称盛土規制法)が公布されました。この法律は来年に施行され、5年以内に各都道府県においても運用されるようになります。

今回の建設発生土の不法処分問題は、産業廃棄物の不法投棄と同様に捨て場の枯渇や運搬費を含む処分代の低さ、不正行為を重ねる悪質な業者の暗躍があります。

法改正後には静岡で不正な盛土工事や残土の投棄をおこない利益を得た事業者たちが摘発されています。

全国部会が3月の法案提出の前後に各国会議員へ要請をした際には、「残土も産廃同様にすれば良い」などと発言する議員もいました。今回の法案ではそこまでの規制はあり

ませんでした。が、廃棄物処理法も何度も改正されて現在に至りますので、建設発生土が産廃に指定されたら、ダンプ全員が大変になるだけで、現場も大混乱することは明らかです。

このため、ダンプや盛土施工業者にだけし寄せが来ないようにすることは必要です。

また、昨年7月の静岡県熱海市土石流災害の盛土に東海ダンプ支部の組合員が関与したことはありませんが、「あそこ捨て場に運べ」と元請や下請に指示されて運搬するだ

けですから、その捨て場が許可を得ているのかはダンプ労働者には分かりません。もし、仮に自分が建設発生土を運んだ捨て場が崩落し、熱海のようになれば「目覚めが悪い」と東海ダンプ支部の組合員から感想が出ています。

ダンプ労働者の立場で 違法な盛土をなくそう

建設産業の末端で働くダンプにはこれまで、「不当な白ナンバー排除、背番号差別」でいじめられ、低単価が押しつけられてきました。

ダンプへのし寄せを許さず、建設残土の処理について発生者(元請及び発注者)に対する法的な管理責任と適正な処理費用の確保(単価改善措置)を求めて今回の盛土規制法に対する運動に取り組みました。衆・参の国土交通委員会を担当する国会議員への

各支部の要請を踏まえて、参議院での参考人陳述となり、現場の実態を知らせ、修正案や附帯決議にわずかながらですが、「中間ストック場の実態調査、公的な処分場確保等」を反映することができました。

この法改正が盛土工事業者に対する規制を中心にしたものであることを各議員たちは理解しています。そして衆議院では附帯決議に5年以内に法制度を再検討すると明記されており、盛土規制法が中途半端であることは明らかです。

全国部会でも盛土規制法には建設発生土対策の強化などについて不備があると認識していますので、法整備(改正)を求める運動は継続していく方針です。各都道府県での動きに対しては各支部が行っていく必要があります。(次号へ続く)



コロナ禍の下での組織拡大と要求闘争の成果に確信を深めました。(7月3日神奈川県内)

支部大会

3年ぶりに仲間が結集 拡大と要求闘争で前進

神奈川ダンプ

新型コロナウイルスの影響により、2020年から文書確認による開催としていた神奈川ダンプ支部第27回定期大会を、7月3日(日)に3年ぶりに仲間たちが集まって開くことができました。大会では3年間の運動の成果として、軽貨物労働者の組織化に取り組みしました。組合員数が173名から340名に倍増したことや、組織拡大に伴って、共済利用者数・共済収入も大きく増加し、使用促進闘争に於いても3年平均で1,500台を確保、協定単価も5万円で協定するなど、ダンプの運動でも奮闘し、前進を得られたことが報告されました。

また、職場闘争では、ダンプで常盤建設運輸分会、ビルメンの栄伸テクノサービス分会を結成し、既存のメイシヨクアソシエイツ分会や生協メイシヨクスタッフ分会の運動の前進と合わせ、春闘や一時金闘争で一定成果を勝ち取っていることを喜びました。

2022年度役員には、ダンプだけでなく、軽貨物・メイシヨク・マイシイから役員を選出し、岸田政権による「雇用によらない働き方」が進められる一方で、大きな労働運動を展開することを誓い団結を固めあいました。



共産党国会議員と共に国交省から盛土規制法のレクチャーを受ける様子(4月26日参議院議員会館内)



キャラバンで盛土規制法を踏まえた建設発生土対策を求めました。(7月28日静岡県庁)